

第57号 山田町復興まちづくり かわら版

発行・編集 山田町役場復興推進課

被災者向けの住宅用太陽光発電導入費補助金について

町では、被災者の方が住宅に太陽光発電システムを設置された場合に補助金を交付しています。すでに設置された方で、同補助金を申請されていない方は、今年度（平成28年度）に限り、設置時期を問わず申請できることとしております（詳しくは下表の「特例事項」を参照）。なお、ご不明な点につきましては、下記担当までお問い合わせください。

◆山田町被災者支援住宅用太陽光発電導入費補助金

項目	内容
対象者	次の1～4のすべてに該当する方 1. 被災証明書の交付を受けている方 2. 町内の太陽光発電システムを設置した住宅に住所がある方 3. 太陽光発電システムの設置に際して、町から別の補助金を受けていない方 4. 町税に滞納がない方
申請期限 受付期間	設置工事費の支払日から原則30日以内 ※今年度（平成28年度）の受付は、平成29年3月10日までです。
特例事項	<u>今年度に限り、さかのぼって申請ができます。</u> 震災後に太陽光発電システムを設置し、まだ申請していない方でも、上記受付期間（平成29年3月10日まで）であれば申請が可能です。
補助額	太陽電池の最大出力1kWあたり3万円（上限10万円）
お問い合わせ	町企画財政課 政策推進係 ☎0193-82-3111（内線426）
備考	当補助制度は、 <u>岩手県の太陽光発電設備設置補助と併用できません</u> （下記参照）

◆岩手県被災家屋等太陽光発電導入費補助金

町の太陽光発電導入費補助金と併用できます。

※制度概要や申請の手引き、申請書は岩手県のホームページからダウンロードできます。

<http://www.pref.iwate.jp/> トップページから次の項目をクリック

くらし・環境

環境政策

新エネルギー・省エネルギー

※制度チラシを町企画財政課及び復興推進課でお配りしていますので、ご自由にお持ちください。

※町の制度とは、補助額や要件等が異なりますので、申請の際はご注意ください。

※今年度の受付は平成29年3月10日必着（予算額に達した場合は、期間内でも受付終了）。

※岩手県の制度についてのお問い合わせはこちらへ

岩手県環境生活部環境生活企画室 温暖化・エネルギー対策担当 ☎019-629-5272

町営災害公営住宅の入居者募集について

町では、大沢地区に建設中の町営災害公営住宅「大沢小学校協団地」及び「下条団地」の入居者と、川向町に完成し、昨年12月より入居が開始されている「山田中央団地」の入居者を下記により募集します。

入居を希望される方は、募集案内をよくお読みになり、募集期間内に手続きを済ませますようお願いいたします。

◆募集団地概要

団地名	大沢小学校協団地	下条団地
場所	大沢第6地割地内	大沢第10地割地内
構造 間取り	木造1、2階建て（戸建タイプ全15戸） ・2DK〔平屋〕・・・11戸 ・3DK〔2階建て〕・・・4戸 ※ペット飼育不可	軽量鉄骨造1、2階建て（戸建タイプ全8戸） ・2DK〔平屋〕・・・6戸 ・3DK〔2階建て〕・・・2戸 ※ペット飼育不可
入居時期	平成29年5月（予定）	平成29年5月（予定）

団地名	山田中央団地	
場所	川向町地内	
募集 住戸	鉄筋コンクリート造 6階（一部5階）建て（集合タイプ） ・1DK・・・・・・・・・・8戸 ・2DK・・・・・・・・・・14戸 ・2DK（車いす）・・・3戸 ・3DK・・・・・・・・・・1戸 ※ペット飼育可の住戸は残りわずかです。入居をお考えの方は申込みの前にご相談ください。	
入居時期	手続きが完了次第、入居できます	

◆注意事項

- ※1 大沢小学校協団地と下条団地の入居時期は工事の進捗状況により変更となる場合があります。
- ※2 山田中央団地の車いす対応の住戸は、車いすを常時使用している方がいる世帯しか申込みできません。
- ※3 災害公営住宅入居希望登録の際に、申込み団地を第1希望としている方を優先します。

◆入居要件

次の1から5のすべてに該当する方が入居申込者（名義人）になることができます。
その他の方は申込みすることができません。

1. 以下のいずれかを満たす者。

- ① 震災時に居住していた山田町内の住宅が滅失した者（全壊・全焼・全流出し、住宅が残存していない者又は、大規模半壊・半壊等で解体を余儀なくされた者）。
- ② 震災により居住していた山田町内の賃貸住宅等が損壊し、それを契機として自己都合によらず退去せざるを得なくなった低所得の者（自己都合によらず退去したことを証明できる書類の提出を求めます）。

※震災時の居住地が山田町外の場合は申込みできません。県営災害公営住宅にのみ入居できます。

※り災証明書や住宅を失ったことを証明する書類の提出を求めます。

2. 応急仮設住宅（みなし仮設住宅を含む）などの仮住まいに居住しており、現に住宅に困窮していることが明らかであること（居住できる住宅を所有していないこと）。

※応急仮設住宅、みなし仮設住宅等の契約書の写し等の提出を求めます。

3. 暴力団員及び暴力団関係者が申込世帯にいないこと。※入居資格審査の際に警察等に照会します。

4. 山田町の住宅再建に係る補助金（①山田町住宅自力再建支援事業、②山田町被災者住宅再建支援事業（追加分）、③山田町復興住宅融資利子補給事業、④山田町生活再建住宅支援事業、⑤山田町被災者再建住居移転事業のいずれか又は全部）を交付されていない者。

※入居資格審査の際に所管課に照会します。

5. 町営住宅の家賃債務が無い者。

注）身体、精神の障がい等のために常時介護が必要だと認められる方のみの入居はできません。

注）入居の際は岩手県内に居住していて、入居者と同程度以上の収入がある連帯保証人が1名必要です。1名の連帯保証人を見つけることが困難な場合は事前に相談してください。

◆募集期間

平成29年2月7日（火）から平成29年2月17日（金）まで

※郵送の場合は、2月15日必着です。

◆募集案内配布場所

町建築住宅課（庁舎3階）、豊間根支所、船越支所

※募集案内の配布は2月7日（火）からです。

◆申込方法

募集案内に同封している入居申込書及び必要書類を、町建築住宅課へ直接お持ちいただくか、郵送にて提出してください。申し込みができる方は入居資格がある方に限られます。募集案内をよくお読みになり申込みをしてください。

【お問い合わせ先】町建築住宅課 建築住宅係 ☎0193-82-3111（内線343、344）

山田地区市街地で事業を再開する予定の方を対象とした説明会の開催について

町では、山田地区市街地で事業を再開する予定の方や、土地利用を希望する方を対象に、説明会を開催します。

土地引き渡し時期や建設にかかる費用への助成制度などを要点に挙げて説明しますので、対象となる方はご参加ください。

なお、今後グループ補助により店舗等を再建する場合、平成29年度当初に予定される第18次公募での申請が必要です。申請には書類準備等で相当の時間を要しますので、申請がお済みでない方は必ずご参加ください。

対 象 者	山田地区（川向町、境田町、八幡町、中央町、長崎）に店舗・事務所の再建を予定する事業者又は土地利用を希望する事業者
日 時	平成29年2月9日（木） 第1回目 14：00～ 第2回目 19：00～ ※どちらか一方への参加で構いません。
会 場	中央公民館小ホール
お問い合わせ	町水産商工課 商工労働係 ☎0193-82-3111（内線223、228）

岩手県行政書士会による「無料なんでも相談会」の開催について

岩手県行政書士会では、下記の日程で「無料なんでも相談会」を開催します。

- ▶ 遺産相続手続き（相続の手続きをしていなかったが、どのように進めればいいのか）
- ▶ 土地の活用（農地に家を建てたいが、どのような手続きが必要か）
- ▶ 住宅再建に係る補助制度（国や県、市町村の補助制度について知りたい）
- ▶ 事業の継承、立ち上げ（起業したいがどのような手続きがあるのか）

○その他、上記以外のご相談もお伺いしています。ぜひ、お気軽にお越しください。

◆ 相談会日程

開催日	会場	時間
平成29年2月11日（土）	中央コミュニティセンター 2階集会室	10：00～15：00 （相談受付は14：30まで）

【ご予約・お問い合わせ先】 岩手県行政書士会事務局 ☎019-623-1555

※申し込みは不要ですが、予約された方を優先します。ご予約は開催日の前日までにお願いします。